

RTA認定講師ライセンス発行 & 指定スクール開業申請書
RTA 認 定 講 師 ラ イ セ ン ス 更 新 申 請 書

提出者に対する電話確認について

①RTA講師認定(更新)検定受講

↓

②開業申請書は、RTA認定講師検定受講日から3ヶ月以内に提出

↓ (更新者は認定講師検定当日に提出)

③RTA理事会にて書類審査

↓ (審査には、書類提出から1ヶ月ほど要します)

④RTA事務局から指定スクール専用電話に確認電話を行います。

↓

⑤RTA認定講師承認

(確認電話OKの日から認定講師としてスタートできます)

確認電話とは・・・

RTA事務局から指定スクール専用電話(自宅電話との併用不可)へ電話をします。

「RTA指定スクール〇〇〇」もしくは、「〇〇〇(屋号)」を名乗って電話に出るか、電話に出られない場合は留守番電話に切り替え、屋号で対応しているか?を確認します。

携帯電話に転送してもOKですが、必ず屋号で対応してください。

◆事業主としての対応を心がけましょう。

- ・3コール以内に電話にできるようにしましょう。(留守番電話切り替えも3コール以内)
- ・明るくゆっくりと発声しましょう。(留守番電話への録音も同様)
- ・留守番電話は肉声で録音しましょう。
- ・留守番電話の録音切り替えの「ピー」音は音声終了後、すぐに鳴るように設定しましょう。

《承認不可の例》

- ◇屋号(〇〇〇)で出なかった。 例)「もしもし」「はい、齊藤です」
- ◇電話に出ない。留守番電話に切り替わらない。(確認時7コールまでは鳴らしています)
- ◇RTAのことを知らない本人以外が電話に出た。 例)従業員、親、子供など
- ◇留守番電話の録音時間が短く、録音途中で切れてしまった。
- ◇留守番電話の音声がかえにくい。 例)雑音が入っている、声が小さいなど

《ご注意ください》

◇屋号で対応することのできる指定スクール専用電話ですから、自宅電話との併用はできません。

まれに、自宅電話を1回線のままで、050(IP電話)を自宅電話として、固定電話番号を指定スクールの電話番号としている方がいますが、不可です。

(不正が判明しましたら指定スクール資格を取り消す場合があります)

◇指定スクール専用電話の設置、および、専用電話の対応ができる状態にしたうえで、

「RTA認定講師ライセンス発行 & 指定スクール開業申請書」を試験事務局へ提出(郵送)してください。

開業前のチェックですので、申請書を提出するときに、全ての準備を完了させてください。

◇留守番電話に録音した後で、必ず録音内容を確認してください。

(声が暗くないか、赤ちゃんの泣き声などが入っていないか、音声品質が悪くないかなど、確認が必要です)